

総合評価落札制度、業務発注仕様書の概要

区分	契約方法等		
	(少額随意契約)	(特例随意契約)	(一般(指名)競争入札)
庁舎清掃業務 公園等維持管理業務	優先発注制度		業務発注仕様書 総合評価落札制度
	250万円	500万円	1,000万円
食堂・売店運営業務	目的外使用許可(業務発注仕様書制度を準用)		

業務発注仕様書制度	総合評価落札制度
<p>庁舎清掃業務、公園等維持管理業務のうち、契約予定金額が500万円を超え、1,000万円未満の業務を対象に、同時に3名以上が従事する場合には、そのうち1名以上障害者が従事することを規定する。(庁舎、病院等の「食堂・売店運営業務」について準用)</p> <p>身体、知的、精神障害者の業務への従事を仕様に規定</p>	<p>契約予定金額が1,000万円以上(長期継続契約にあつては総額2,000万円以上)の庁舎清掃業務等を対象に、「価格」と「障害者雇用への配慮」を評価し、総合点数が最も高い企業を落札者とする。</p> <p>知的、精神障害者の業務への従事を評価</p>